

### 5.3.5 教育に関する支援 (IFD,1999:48)

#### (1) 学校教育

オーストリアでは、義務教育とそれに続く高等教育、職業教育はすべて（医療技術教育も含め）無料とされている。

また高等教育に進学させる場合には第 10 学年以降、奨学金が支給される（平均以上の成績が前提、親の所得に応じて金額は異なるが、99 年以降、大きく増額された）。また第 9 学年以降、親から離れて学校に通う子供は滞在費に対する援助を受けることができる（ただし良い成績であることが条件）。親が低所得の子供が職業教育を受ける場合には労働局から職業訓練援助金を受給できる。

71/72 年からは通学補助金または無料通学制度が導入されている。教科書も原則無料だが 95/96 年から 10%自己負担。98/99 年（学校改革 98）からは教科書の再利用も可能となった（節約された費用は各学校で他の予算に転用できる）。

#### (2) 大学教育

オーストリア国内の大学は無料となっている（第 3 世界からの外国人留学生や認定難民も同様）。また芸術大学や高等専門学校など一部の例外を除き、大学の入学制限（入学試験、定員制限）がない。健康・医療介護、医療技術学校、助産婦学校なども同じである。

また低所得層出身の学生は良好な成績を条件に奨学金を得ることができる。外国の大学で学ぶ場合も同様で、奨学金の額は両親の所得と子供数により異なるが、他のヨーロッパ諸国と違い返済不要である。大学生の約 14%が、この制度を利用しているという。

このような直接的な教育補助の他に、大学生には、先に述べた児童手当が最長満 26 歳まで支払われる。また学生は医療保険、交通事故保険の軽減、税法上の優遇処置、学生寮、大学食堂への公的援助、電話、TV・ラジオ視聴料、交通機関利用などの割引きなど様々な間接援助を受けている。

### 5.3.6 家族を対象とした公的サービス・保育サービス (IFD,1999:49-50)

#### (1) 母子手帳(Mutter-Kind-Pass)

74 年から、妊婦や、母親と幼児の、健康と心理的ケアを目的に、母子手帳の制度が導入され、乳児死亡率や妊産婦死亡率の低下に高い効果をあげている。

母子手帳は、母親、乳児、幼児の医療処置を記録するもので、妊娠期間中 5 回の妊産婦検診と、出産後子供が満 4 歳になるまでに 8 回幼児検診を無料で実施する。また先にも述べたように、妊娠期間中の妊産婦検診と満 1 歳になるまでの乳児検診を受けることが、母子手当(Mutter-Kind-Bonus)支給の前提となっている。

96 年までは受診を高める目的で 4 期に分け 15000ATS（11 万 7000 円）の母子手当が支給されたが、96 年の改定で廃止され、代わって 97 年からは 2000 ATS（1 万 5600 円）に減額された。この結果、受診回数が 96 年より 9.1%減少した。なお、母子手帳制度以外にも、自治体レベルで母親（両親）相談などが行われている。

#### (2) 家族相談と女性相談

74年から計画外妊娠を減少させる目的で家族相談所ネットワークが開設されている。公的なものも、私的なものもあり、人工妊娠中絶の相談や実施を行っている。また70年代からは学校に性教育が導入された。

公認の家族相談所は全国で300ヶ所に上り、相談内容は、家族計画、母親の社会的経済的問題から離婚、家庭内の衝突など多岐にわたる。相談費用は一部公費負担。2000年から、この家族相談に4千万ATS(3億1200万円)、親業教育にさらに3千万ATS(2億3400万円)の予算が支出される。

その他、91年からは女性相談ネットワークが開設され、現在、30ヶ所程の相談所があり、女性の法的、心理的問題や、健康問題に関する相談にあっている。

### (3) 保育制度(Institutionelle Kinderbetreuung)

家族政策的な配慮から保育制度(公的補助を受ける幼稚園、保育所、託児保母 Tagesmutter、児童保育所)の整備が、70年代から90年代にかけ進められた。

しかし、オーストリアには、いわゆる保育所(Kinderkrippen)は比較的少なく、また都市部に集中している。このため保育制度の中心は公的幼稚園と公的補助を受ける私立幼稚園となっている。が、収容定員の不足、両親の就業時間や就業期間のニーズに合わない、短い開園時間、長い休暇期間などが問題となっている。

97/98年で、週1回以上、保育園、幼稚園へ通園するか、保育婦に預けられている6歳未満の子供数は23万7千人で、そのうち8600人が保育園、21万9千人が幼稚園、6500人が託児保母、残り2500人がグループ保育である。

オーストリアでは学校は午前授業が原則なので、満6歳以上を対象とする学童保育のニーズも高く、97/98年で約3万人の子供が学童保育を受けている。

保育へのニーズは年々高まっているが、保育施設の設置は各州に任されており、州ごとの政策により状況は異なり、東部諸州では西部に比べ、幼稚園や保育所の数が少なく、利用可能時間も短いという、東西格差が知られている。

このため政府は各州に保育施設の拡充を促すため、97/98年に6千万ATS(4億9800万円)、97年から2000年までで総額12億ATS(93.6億円)の補助金を出している。

### 参考文献

(株)総合社編、1999、『全地球資料 ワールド・アトラス-Imidas2000 別冊付録』、集英社

Bundesministerium für Umwelt, Jugend und familie, Familien-& Arbeitswelt-Partnerschaft zur Vereinbarkeit und Neuverteilung von Betreuungs- und Erwerbstätigkeit, 4.Österreichischer Familienberich:Familie-zwischen Anspruch und Alltag,1999

Bundesministerium für Umwelt, Jugend und Familie, Zur Situation von Familien und Familienpolitik in Österreich, 4.Österreichischer Familienbericht:Familie-zwischen Anspruch und Alltag,1999

Council of Europa,1999, Demographic development In Europe 1999:Council of Europa: (CD-ROM)

Gisser Richard u.a., 1995, Familie und Familienpolitik in Österreich, Bundesministerium für Jugend und Familie

IFD(Hrsg.),Tazu-Preve,I.M., J. Kytir, G.Lebhart und R. Münz,1999, Bevölkerung in Österreich, Institut für Demographie(IFD)

# スイス

## 1 地理・歴史・政治・文化的特徴

スイス連邦はヨーロッパ中央に位置する内陸国で、アルプス山系中心部の 4000 メートル級の山々が連なる。面積は 4.1 万 km<sup>2</sup>（北海道の約 2 分の 1、九州の 1.1 倍）、総人口は 728 万人（1998 年）である。主都はベルン。

地勢の関係で古くから諸民族による侵略を受けたが 1291 年にハプスブルク家の領有下、ウリ、シュビッツ、ウンターワルデンの 3 州が同盟、近隣の各州も加わり、1648 年のウエストファリア条約により独立、1815 年のウィーン会議により永世中立国となり、1874 年の憲法で、現在の形のスイス連邦となる。第一次、二次大戦中も永世中立を保持、国際連合にも非加盟だが、冷戦終結後、1996 年には NATO との平和のためのパートナーシップ協定に調印した。

政体は連邦共和制で、主な政党は急進民主党、社会民主党、キリスト教民主党、国民党など。言語はドイツ語、フランス語、イタリア語、ロマンシュ語。民族（住民）はドイツ系 63.7%、フランス系 19.2%、イタリア系 7.6%、ロマンシュ 0.6%などで、宗教はカトリック 43.3%、プロテスタント 47.3%などとなっている。

## 2 人口の長期動向

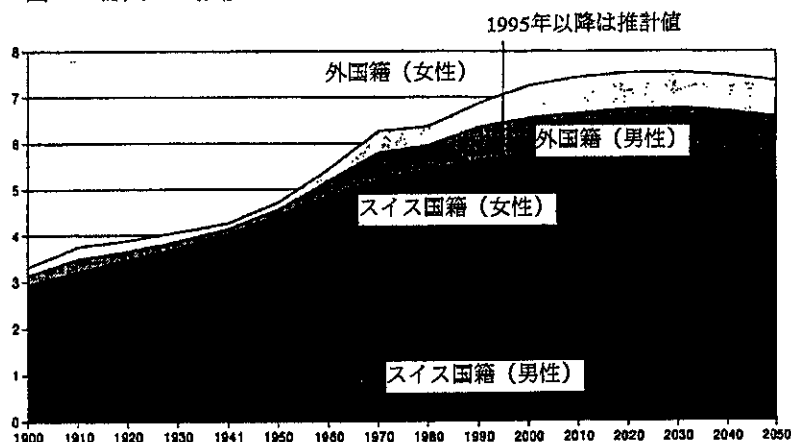
### 2.1 総人口の推移

スイスの総人口は 1900 年の約 331.5 万人から現在までで約 3 倍に増加、98 年現在、711.5 万人となっている。人口増加が最も激しかったのは第二次大戦後の 1950 年から 70 年にかけてで、年間の人口増加率は平均 15%にも達した。特に 60 年代は外国人労働者の流入と同時に、自然増加も大きかった（図 1）。

これに対し、もっとも人口増加率が低くなった時期は 70 年から 80 年にかけてで、平均 1.5%まで低下した。これは 1975 年-76 年の、石油ショック後の経済不況で外国人労働力の流入が止り逆に流出が続き、同時に自然増加も小さくなったことによる。しかし 80 年代に入ると再び外国人の流入が始まり、人口増加率は 8%まで上昇した。

90 年代に入ると、社会増加、自然増加とも減少し始め、93 年以降は増加率が 1%を切-

図 1 総人口の推移

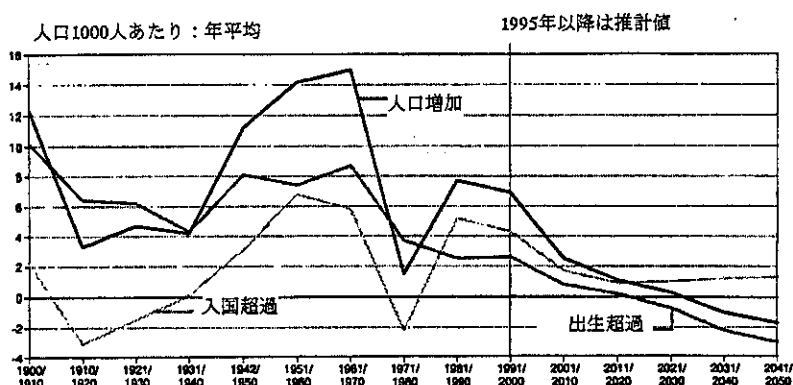


出典：Bundesamt für Statistik, 1996, p.118

り、98年現在 0.26%まで低下している。(図2)

なお、今後は、スイス人の自然増加が2010-20年頃にマイナスに転じ、国際人口移動による流入超過では相殺されなくなり、2040年頃には約740万人程度の水準で上限に達し、その後、ゆるやか減少に入ると予想されている。

図2 出生超過と入国超過



出典：Bundesamt für Statistik, 1996, p.118

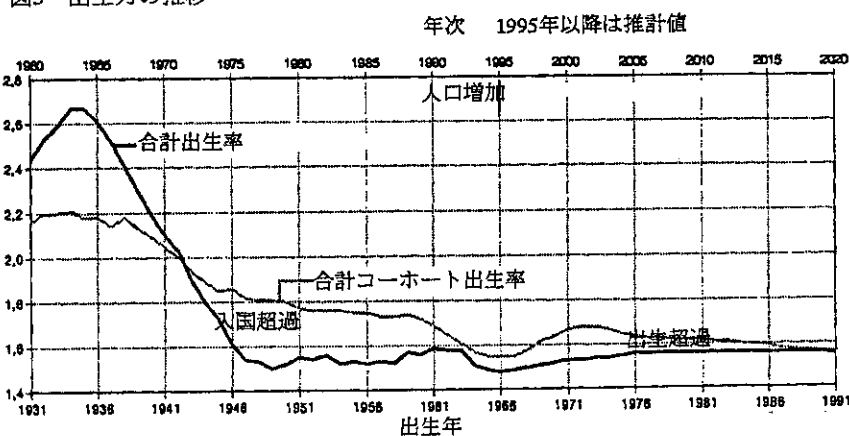
## 2.2 出生動向

60年代のベビーブーム後、総出生数は1964年の11.3万人をピークに減少に転じ、78年の7.1万人まで低下した。もっともスイス国籍の出生数は、すでに1950年代から減少傾向にあり、60年から70年までのスイス国籍者の出生超過は平均人口1000人あたり5.7人だったが外国国籍は26人以上と高く、この影響は無視できない。実際、70年から80年に掛けては、景気後退と、これに続く外国人の移住制限強化の結果、全体の出生超過に占める外国人出生数の比率は大きく後退した。(図3)

その後、出生数は、79年の7.2万人から92年の8.7万人まで回復したが、これは年齢構造(とりわけ外国人口の)の推移が婚姻出産に有利に作用したためであるという。なお、90年代以降も外国人からの出生数の影響は大きい。

合計出生率(TPFR)も、1960年の2.44人から64年にピークの2.68人まで上昇した後、78年の1.51まで急速に低下、その後は1.5前後で推移した。が、90年代初めに1.58まで一時回復、93年以降は再び低下傾向に転じ、98年現在、1.46という水準にある。

図3 出生力の推移



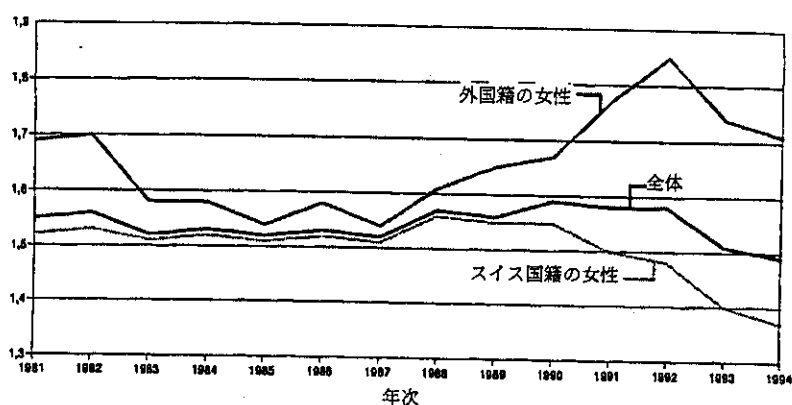
出典：Bundesamt für Statistik, 1996, p.121

この80年代から90年代初頭に掛けての合計出生率の動きをスイス国籍と外国籍に分けると、前者が一貫して後者より低い水準にあること、また88年以降、明らかに長期的な低下傾向を示しているのに対し、後者は逆に、88年から92年かけ急速に上昇、その後、低下傾向を見せているものの、両者の乖離が非常に大きくなっていることがわかる。(図4)

また一人の女性が出産可能期間に産んだ子供の数を示すコーホート合計出生率（CTFR）は、1931年生まれの2.18人から、1933年生まれの2.20人までは、わずかに上昇、その後一貫して低下を続けており、1942年生まれ以降2.0人下回り、63年生まれでは、1.68人と低い水準となっている。

このため人口再生産率も64年の1.27をピークに減少を続け、72年に1.91と2を割り、以降、低下を続け、97年現在、0.71の水準となっている。（Council of Europa,1999：CD-ROM）

図4 国籍別の合計出生力 1981-1994年



出典：Bundesamt für Statistik, 1996, p.98

### 2.3 死亡動向

平均寿命は過去1世紀の間に急激に延び、1876-80年の女性43.2歳、男性40.6歳から、1988年-93年の女性81.1歳、男性74.2歳まで、各々88%、83%増加した（1997/98年現在 男性76.4歳、女性82.4歳：Council of Europa,1999：CD-ROM）。

このようにスイスは国際的にみても最長寿国の一つとなったが、今後も、この平均寿命の伸びは60歳以上の年齢層を中心に続き、2010年には男性78.4歳、女性85.5歳くらいになると予想されている。（Bundesamt für Statistik, 1996：43）

### 2.4 年齢構造の変化

出生・死亡動向を反映し、年齢構造も大きく変化してきた。15歳以下の年少人口比率は1950年23.5%から90年の16.9%（99年：17.5%）まで低下、逆に65歳以上の老年人口比率は9.6%から14.4%（99年：15.2%）まで上昇した。とりわけ、この間、80歳以上の高齢者数は300%増加し、総人口に占める割合も3.8%となり、人口の高齢化が進んだ。

これとともに国民の平均年齢も高まり、1970年では34.2歳、半数以上が31歳以下であったが、90年には37.8歳、半数以上が36歳以上となった。

なお、このような人口高齢化は、2040年くらいまで続き、その後、安定化すると予想されている。（Bundesamt für Statistik, 1996：66）

## 3. 近年の出生・婚姻・世帯動向

### 3.1 出生

#### (1) 出生減退

スイスでは60年代中頃まで続いた続いたベビーブームの後、再生産レベルを大きく下

回る歴史的な出生減退が始まった。

この動きを 1960 年代以降の出生順位別有配偶出生児数でみる（図 5）と、第 5 子以上がすでに 64 年から減少傾向を示しているのに対し、第 4 子と第 3 子が 65 年以降、第 2 子と 1 子 66-67 年から減少し始めており、この出生減退が出生順位の高いグループから低いグループへと広がっていったことがわかる。

また 78 年に合計出生率（PTFR）が 1.51 人と戦後最低を記録した後、90 年始めの 1.58 へと戻る過程では、主として第 1 子と第 2 子の増加が関係していることがわかる（他の順位では出生児数は横ばい）。

この結果、出生順位別の構成比（図 5）も大きく変化し、60 年には全体の 8.7% を占めていた第 5 子以上の出生児数は 98 年の 1.2% へ、8.1% だった第 4 子も 3.4% に後退した。一方、第 3 子は 60 年の 16.7% から 75 年の 11.8% まで低下したものの、その後持ち直し、98 年現在 13.2% と比較的安定している。これに対し、第 2 子は 29.3% から 76 年の 39.4% まで増加、その後 80 年代にはやや比率を下げ、98 年現在、38.4% で安定している。これらに対し、第 1 子は 60 年の 37.2% からほぼ一貫して構成比を増し 98 年現在、全体の 43.8% を占めるようになった。なお、この構成比は、80 年代以降は、あまり大きく変化していない。

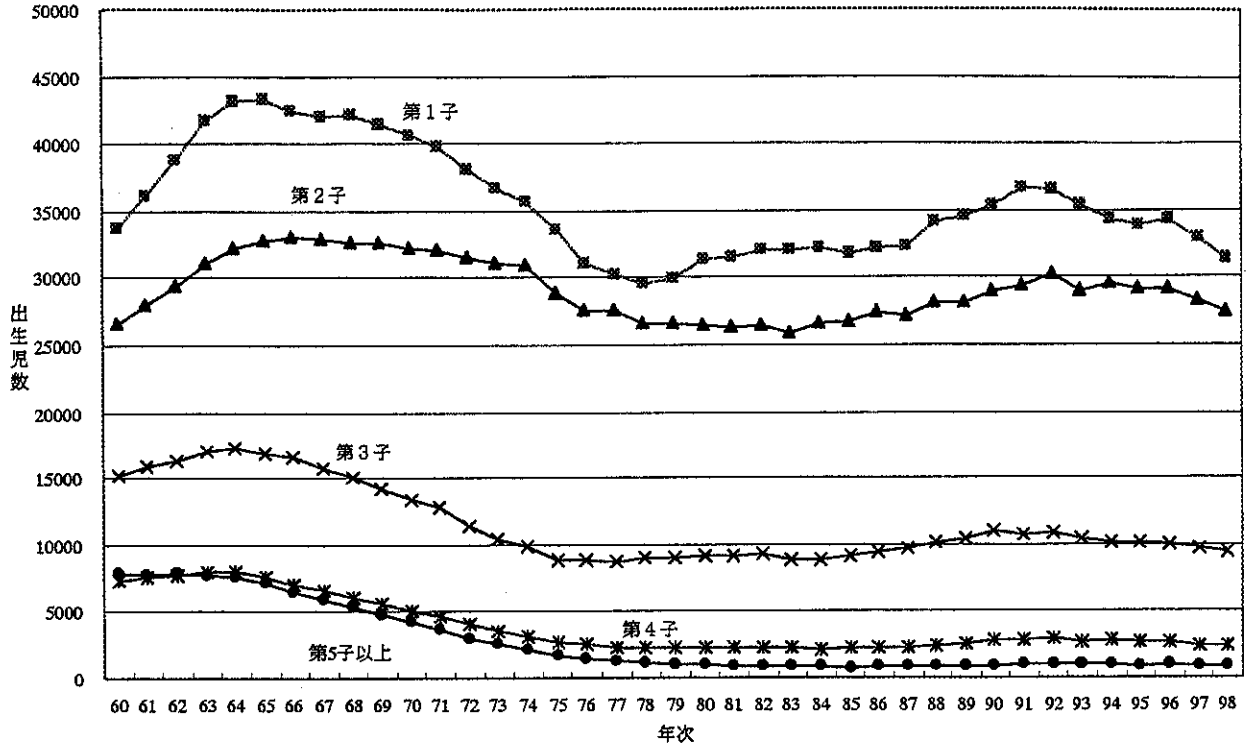
また、この動きを年齢別出生率（図 6）でみると、35 歳以上では、すでに 60 年には出生率の低下が始まっているのに対し、20 歳から 34 歳では出生率の減少は 64-65 年頃から始まった。20 歳未満では、この動きは、さらに遅れ 71 年からとなっている。

しかし、その後、この 30 歳未満の出生率が現在まで、ほぼ一貫して低下して続けたのに対し、まず 75 年頃からは 30 歳から 34 歳が 76 年から、また 35 歳から 39 歳が同じく 77 年に底を打ち 84 年からはっきりと上昇に転じ、明らかな晩産化傾向が見られる。

実際、このような変化を反映し、女子の平均出産年齢（全出生）も、1960 年の 28. 歳から 75 年の 27.5 歳まで低下傾向を示し、その後、上昇に転じ、98 年現在の 29.7 歳まで 2.2 歳、上昇した。また、これと平行して、女子の第 1 子平均出産年齢も 60 年の 26.1 歳から 68 年の 25.3 歳まで低下、しばらくこの水準に留まった後、72 年から継続的に上昇し、97 年現在、28.4 歳となっており、晩産化が進んでいる。（Council of Europa, 1999 : CD-ROM）

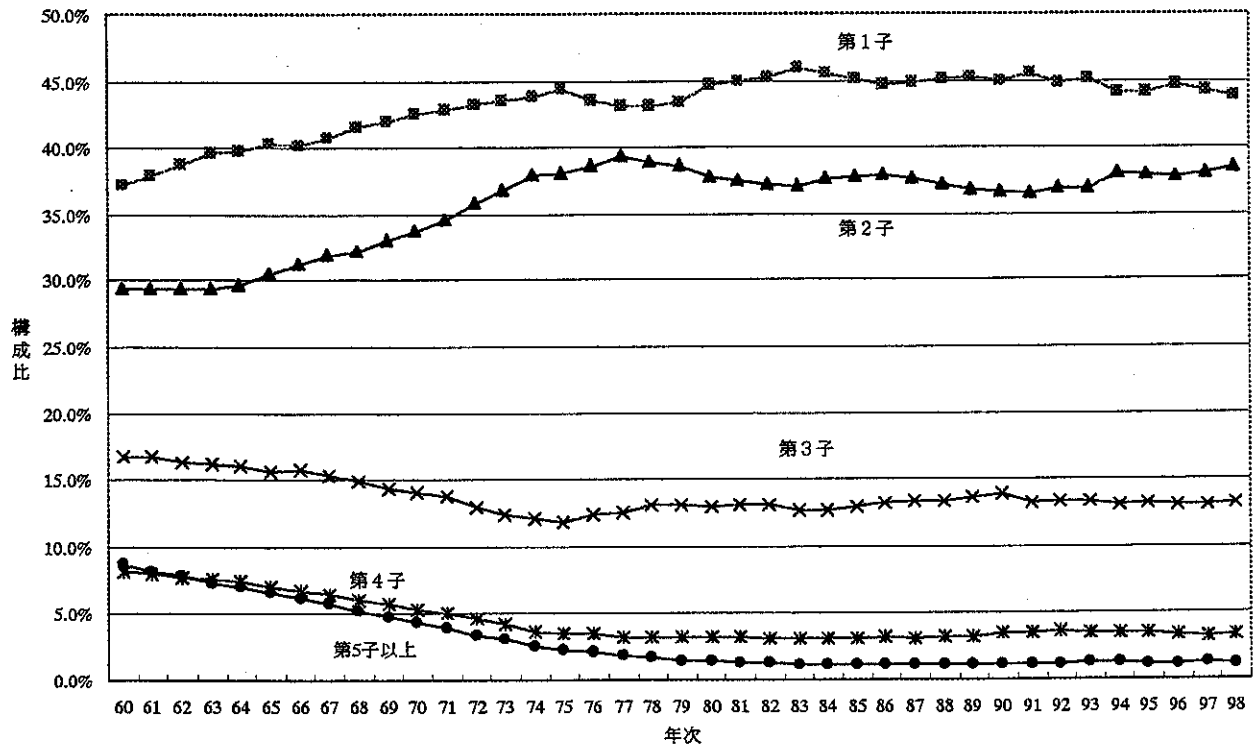
出生順位別有配偶出生児数

スイス



出生順位別有配偶出生児数の構成比 (%)

スイス



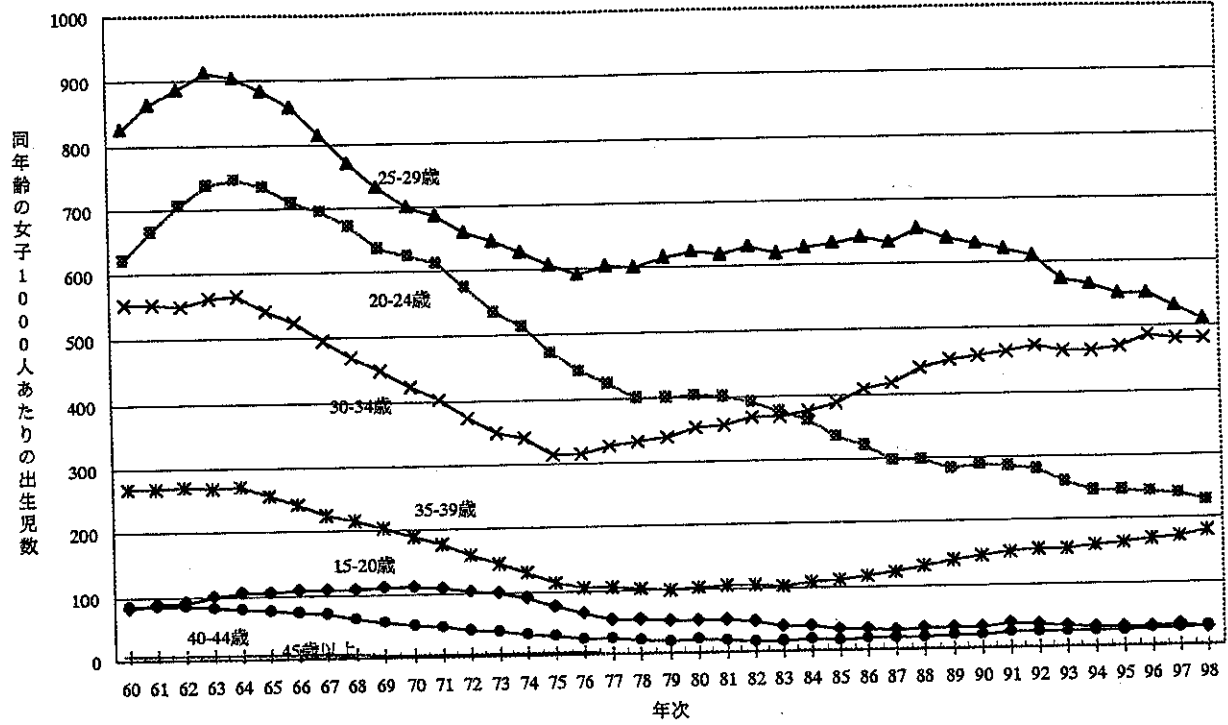
出典：Recent Demographic development In Europe 1999:council of Europa (CD-ROM) より加工

図5 出生順位別出生児数とその構成比率の変化



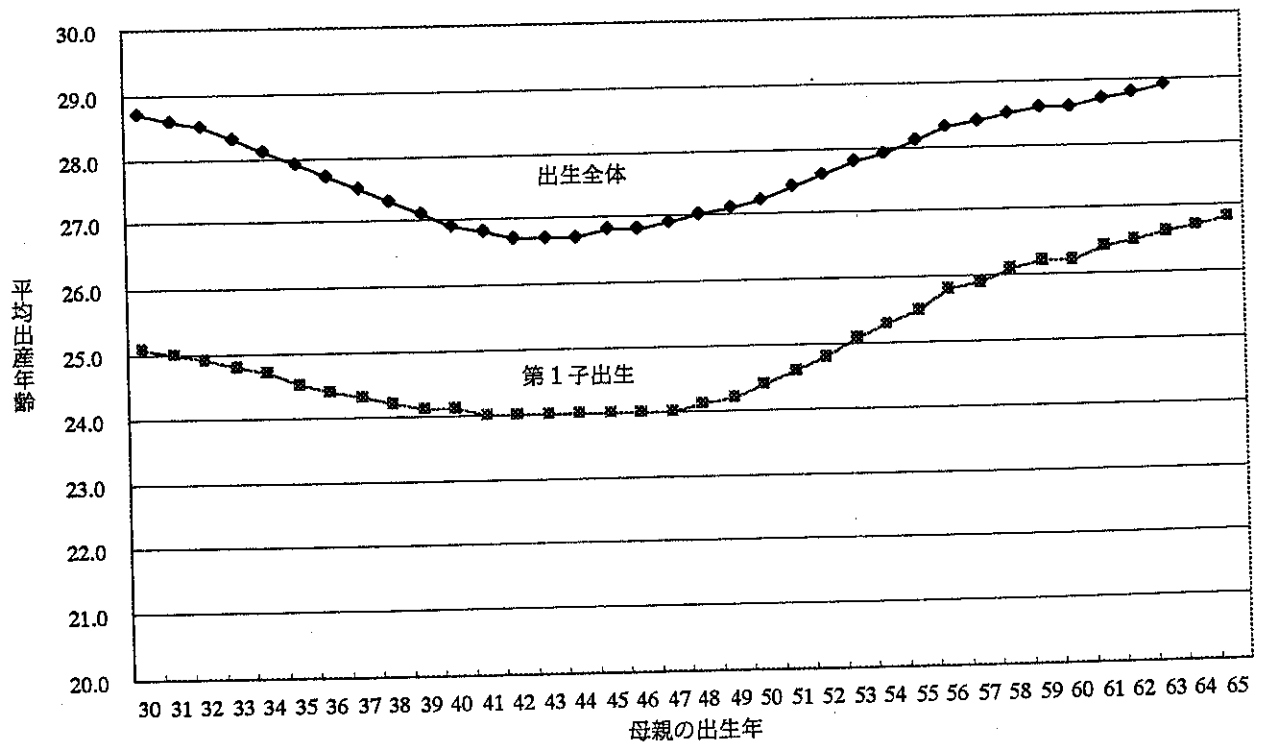
年齢別出生率の変化：5歳階級別

スイス



平均出産年齢の変化

スイス



出典：Recent Demographic development In Europe 1999:council of Europa (CD-ROM) より加工

図6 年齢別出生率と平均出産年齢の推移

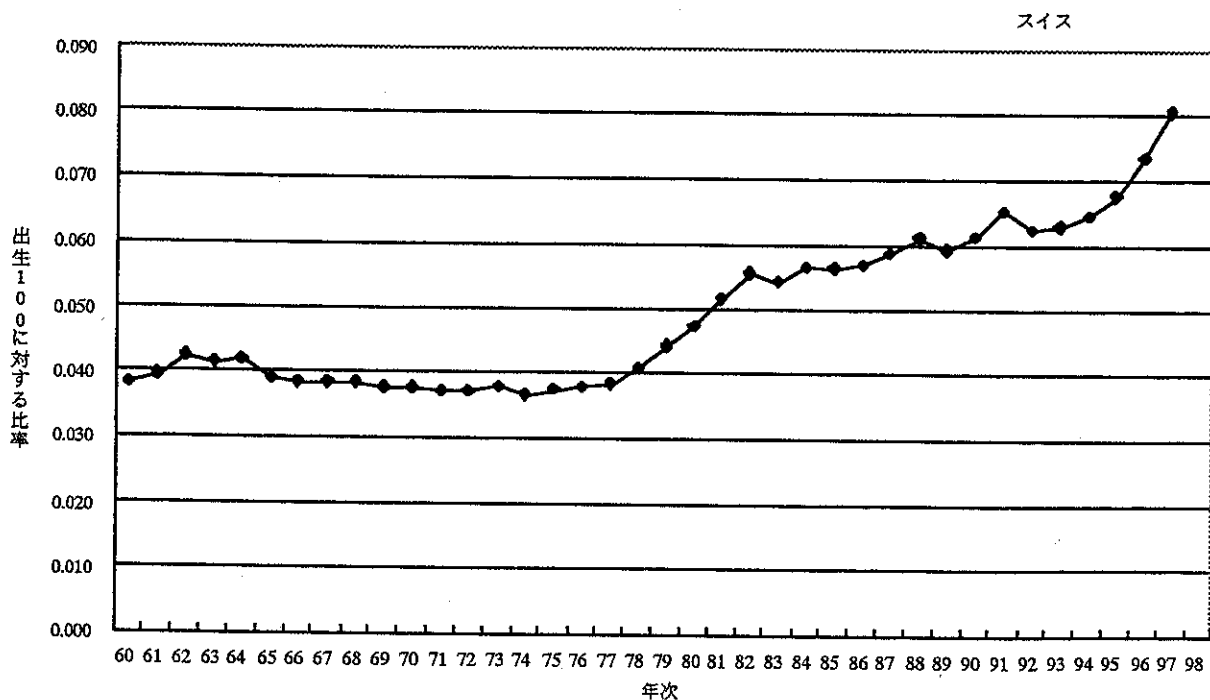
## (2) 避妊・中絶・非有配偶出生

スイスでは夫婦または同棲中の女性の70%が何らかの避妊手段を用いているが、1990年に行われた州(カントン)ごとの比較調査(対象者:20-49歳)によれば、女性のピルの利用率は30%で、他の手段より圧倒的に高く、次いで避妊リングが10%、コンドーム7%となっている。また年齢別では、20歳から34歳ではピルの利用率が39%-54%と高く、これに対し、避妊していない人が20%-43%、35歳から49歳では、ピルの利用率は5%-20%と低く、避妊していない人の割合が42%-78%と高くなっている。

人工妊娠中絶の法的規制は1942年に制定されており、この規定によれば、妊娠12週までの、医学的、心理学的、社会的理由からの中絶が認められている。この規定に基づく合法的な中絶のコストは、健康保険から給付される。

ただし、スイスでは保健衛生は、各州(カントン)の管轄となっており、このため、中絶関係の規制や届け出も州ごとに異なる。たとえば、チューリッヒを除く州では、医師による届け出が義務付けられているが、必ずしも完全ではない。また、国外での中絶も少なからずあり、逆に、国外からスイスに来て中絶するケースも多く、正確な数字は掴めない。ちなみに、スイスの出生100に対する妊娠中絶率は、1970年16.3(チューリッヒを除く場合は9.8)、80年24.2(同16.1)、90年15.8(11.8)、94年14.2(11.6)となっており、明らかな減少傾向を示している。(Bundesamt für Statistik, 1996: 36-41)

一方、非有配偶出生比率(図7)は60年の3.8から78年の4.1%まで、ほぼ4%以下に留まっていたが、80年代から同棲の増加とともに高まり始め、6%の水準へ、さらに92年から再度上昇し、98年現在8.1%となっている。が、なお、ヨーロッパの他の国々と比べる極めて低い水準に留まっている。(Council of Europa, 1999: CD-ROM)



出典: Recent Demographic development In Europe 1999: council of Europa (CD-ROM)より加工

図7 非嫡出子出生比率(出生100に対する)

### 3.3 婚姻・離婚

#### (1) 婚姻

スイスの総婚姻数は1960年の4.1万件から69年の4.7万件のピークまでゆるやかに増加、その後、76年の3.6万件まで減少、再び91年の4.8万件まで増加、しかし、その後、減少傾向に入り、98年現在、3.9万件となっている(Council of Europa,1999: CD-ROM)。(80年代の婚姻数の回復傾向は、ベビーブーム層が結婚年齢に入ったことによるが、この時期から同時に、総婚姻数に占める初婚の割合(図8)も低下し始め、70年では10組に9組だった比率が90年には8組に低下した。(Bundesamt für Statistik, 1996: 10)

同時に女子の平均初婚年齢(図8)も、1960年の24.9歳から71年の24.1歳まで低下、その後、73年から一貫した上昇に転じ、98年現在では27.6歳まで上昇した。

この間、50歳までの女子の合計初婚率も、1960年の0.96から76年の0.60まで低下、その後、88年の0.75まで一時回復したが、その後、再び低下し始め、98年現在は、0.62となっている(Council of Europa,1999: CD-ROM)。\*註1

ちなみに、出生コホート別に、50歳までの女子既婚率(proportion of ever married woman by age 50)をみると、1930年から38年生まれの女性ではほぼ85%の水準で安定していたが、それ以降の世代は、年々、確実に低下し、もっとも若い世代である1965年生まれでは、その比率は76%となり、女性のほぼ4人に1人は50歳まで非婚のままに留まっている(Council of Europa,1999: CD-ROM)。

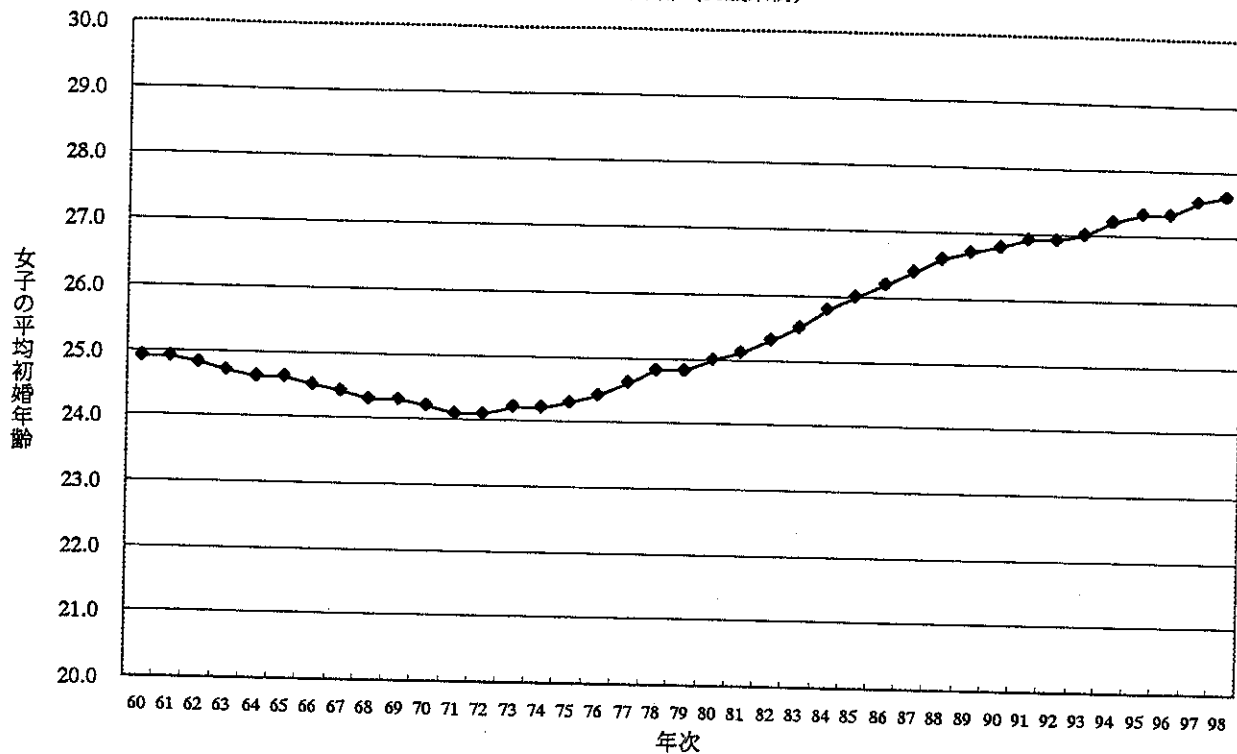
\*註1 このような高い初婚年齢や低い婚姻率は18世紀から19世紀頃にも経験したことがある。例：ジュネーブでは、18世紀前半生まれの男性の25%から30%が生涯独身であった。また、1850年頃のルゼルンでは、普通婚姻率が人口1000人あたり3.8まで低下、平均結婚年齢も男性32歳、女性29歳と、ほぼ現在と同じ水準まで上昇したという(Bundesamt für Statistik, 1996: 12)。

#### (2) 離婚

婚姻件数の増減に対し、離婚件数の方は、1960年の0.47万件から1998年現在の1.76万件まで一貫して増加を続けている。この間、合計離婚率(図9)も60年の0.12から98年現在の0.42まで上昇、とりわけ65年以降はほぼ線形的な増加傾向を示している(Council of Europa,1999: CD-ROM)。

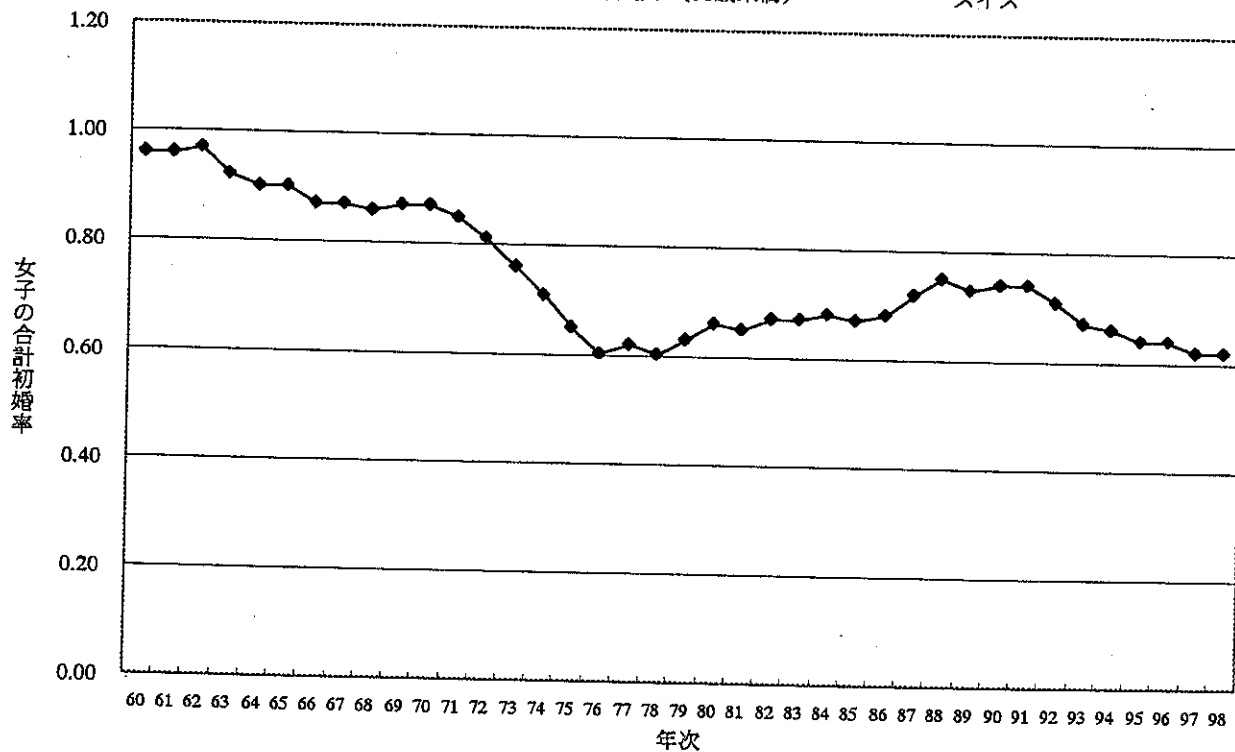
女子の平均初婚年齢 (50歳未満)

スイス



女子の合計初婚率 (50歳未満)

スイス

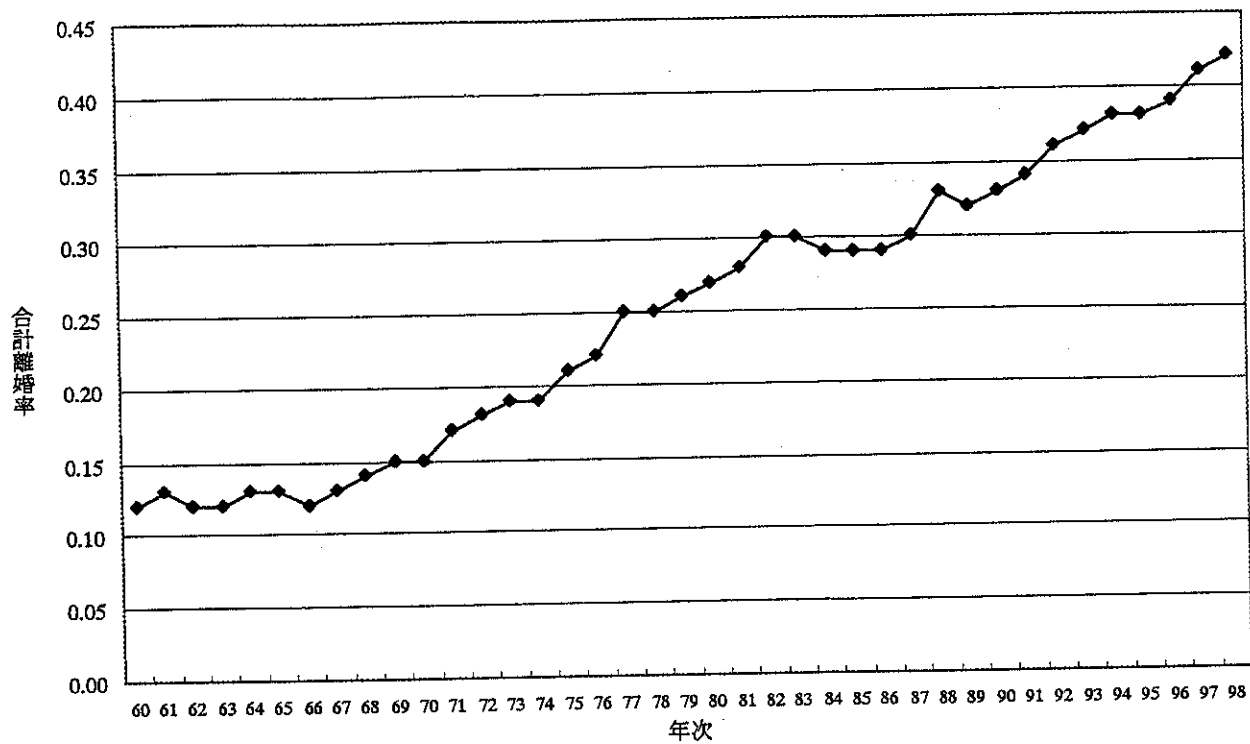


出典：Recent Demographic development In Europe 1999:council of Europa (CD-ROM) より加工

図8 平均初婚年齢と合計初婚率の推移

合計離婚率

スイス



出典：Recent Demographic development In Europe 1999:council of Europa (CD-ROM) より加工

図9 合計離婚率の推移

### 3.4 世帯・家族

#### (1) 世帯

スイスの一般世帯数は、1980年から90年の284万世帯まで、10年間で16.0%増加した。一般世帯数のうち、多人数世帯は10.5%増加し、192万世帯、単独世帯は、29.6%増加し92万世帯となった。

多人数世帯のうち、家族世帯は183万世帯で12%の増加、これに対し、非家族世帯は9.4万世帯で-12.8%の減少となった。

このような家族世帯数増加は、有子の夫婦世帯(-0.8%、89.3万世帯)\*によるものではなく、夫婦のみ世帯(+17.9%、63.5万世帯)、母子父子世帯(+16.6%、14.5万世帯)、無子同棲世帯(+153.1%、12.1万世帯)、有子同棲世帯(+143.7%、2.6万世帯)などによるものであり、80年代に家族の多様化が急速に進んだことがわかる。なお、有子の夫婦世帯の減少が-0.8%に留まっているのは、成人した子供の離家タイミングが遅くなる傾向にある(巣立ち遅れ現象(Nesthockerphänomen)) こと、また外国人家族とその関係者の流入によるという。(Bundesamt für Statistik, 1996: 26-30,96)。

#### (2) 核家族

いわゆる核家族世帯(有子と無子)の平均同居児数は、60年の1.4人から90年の1人まで低下、また無子比率は60年の30.8%から90年の41.4%まで上昇した。

さらに有子の核家族世帯のみに限ると平均同居児数は60年の2.1人から1.8人に低下、まず4子以上家族が、次いで3子家族が減少し、2子、1子家族が増加した結果が現れている。ちなみに最も増加しているのは1子家族で90年には全体の43%と、初めて最大グループとなった\*註。また、このような家族規模の縮小には、有子同棲世帯や母子父子世帯の増加も影響しており、これらのグループでは1子家族が全体の60%を占めている。

\*註：ただし、結婚年齢や第1子出産年齢の上昇にもかかわらず、第1子出産後30ヶ月以内に半数以上の女性が第2子を出産しており、夫婦の出生行動パターンは、2、3歳の出生間隔で二子家族を形成するという理想を強く志向しているという。

#### (3) 同棲世帯

同棲世帯は80年から90年までの間に約3倍に増加した。その大部分は無子に留まっているが、平均年齢は35.3歳で夫婦の47.8歳より明らかに高く、年齢の影響もあると思われる(Bundesamt für Statistik, 1996: 12-13, 96-97)。

同棲者の配偶関係をみると、男女とも70%近くが未婚だが、約25%は既婚者(別居、離別)で、その他が死別となっており、多様な形態があることがわかる。しかし、無子と有子の同棲世帯では、前者では未婚が75%を占めるが、後者では、その比率は39%まで低下する。また年齢別に、女子で同棲世帯と有配偶世帯に属する者の比率を比較すると、16-19歳では50%近くの女子が同棲世帯となるが、この比率は年齢が上がるについで低下し、25歳から29歳では20%、30歳-34歳では10%以下となる。これらの事から考え、同棲のかなりの部分は、結婚前の予備段階としての性格を持つと思われる、子供を持つこと-

を含めた、結婚に変わるライフスタイルとして同棲生活を選択する者は限られているといえよう。

#### 4. 女性の就業

女性の就業率（週5時間以上）は1970年の41.5%から90年の48.2%へ増加。とりわけ有配偶女性の就業率は31.4%から44.5%へと大きく増加した。また94年の調査では、子供のいる有配偶女性の50.6%が就業していることがわかった。ただし、このような女性の就業率は、都市と農村部の地域格差が大きい。

また女子の就業者の半数以上がパートタイム就業で、男性では、この比率が10%以下である点で大きく異なっている。このため、パートタイム就業者の83%は女性で、女性就業者の20%は週の労働時間が12時間以下となっている。

また女子の年齢別の就業率は15-19歳の50%以上から20-24歳の80%まで上昇、その後30-34歳まで60%近くまで低下、再び45-49歳75%まで上昇、50-54歳以降で低下というM字型の分布を示している。しかし、フルタイム就業は、20-24歳で60%とピークに達し、その後は30-34歳の20%レベルまで低下、以降は55歳から59歳まで、ほぼその水準に留まる。

なお、女子のパートタイム比率は子供の有無やその年齢によっても異なっており、全体では55.3%だが、子供なしでは41.8%と低く、15歳以下の子供ありでは79.1%、15-24歳までの子供ありで73.8%となっている（いずれも94年の調査）。

従って、スイスでは家族を持つかどうか（子供を生むかどうか）の決断は、多くの女性にとって、仕事や就業上のキャリアに直接関係するといえよう（Bundesamt für Statistik, 1996: 30-36, 106-110）

#### 5. 国際人口移動と在留外国人

スイスの国際人口移動は、1900年から90年まで、転入、転出、再転入の時期を繰り返しており、この波とともに在留外国人比率も、1910年の14%以上、41年の6%以下、70年の17%、そして90年の18%と大きく変動してきた。が、基本的には、経済成長期になると流入人口が増大する傾向があり、また、その時点での連邦協議会の外国人政策（労働市場政策を含む）に大きく左右される。

近年は非ヨーロッパ諸国からの人口流入が増加しており、1980年と90年では、EUなどヨーロッパ諸国出身の在留外国人の比率は90.6%から67.9%に低下した。

なお、スイスの強い国際的関係を考えた場合、今後も、この在留外国人の比率は増加し、2010年には21.7%まで上昇、その後は、この水準に留まると予想されている（極端な孤立化政策を取れば別だが、その場合には、かなりの経済的、国際関係上の損失は避けられないという）。（Bundesamt für Statistik, 1996: 69-70）

## 6. 家族政策の動向

### 6.1 家族政策の社会的背景と基本的な考え方

スイスは、家族政策に関して極めて消極的な国として知られており、まだ「家族政策の胚胎期 (embryonic family policy)」にあるという (Fux, 1997: 348)。

このような家族政策の遅れの背景には、スイスの自由主義的伝統、この国独特の (カントンに基づく) 連邦制、直接民主主義などの、政治システムの特異性、また地域ごとに異なる民族性が挙げられる。

このため、社会保障や社会政策に関する民法上の規定があったとしても、実際の運用 (たとえば児童・家族控除など) は、それぞれ自治権を持つ 26 のカントンに委ねられており大きく異なる。また家族生活と重要な関係を持つ学校教育などに対しても、各カントンが非常に強い権限を持っている。とりわけ、各カントンごとの違いは、ドイツ、フランス、イタリア語圏の各地域で、また農村部のカトリック地域と都市部の自由主義地域の、歴史的な対立関係によって、大きく左右される。

歴史的にみると、スイスの家族政策の第 1 発展期は、19 世紀の後半頃にあり、この頃から民法上の関連法規に関する議論が始まった。まず、婚姻法の規定が変えられ、伝統的な家父長制度が廃止され、大部分の婚姻禁止事項が排除された。そして、この婚姻法が 1876 年のものに引き継がれ、1909 年にはさらに近代化された。とりわけ相続法や税法が改善され、累進課税の導入を通じて、家族と独身者の不平等が解消された。同様に義務教育の導入や、妊婦や児童の法的保護 (工場法) が条文化された。この頃、一般的な社会保障についての認識が深まったが、年金制度までは及ばなかった (1948 年に立法化)。

この後、出生力の低下と大恐慌による世界的経済危機を背景に、1930 年から 45 年に掛け、家族政策の第 2 発展期に入る。家族の経済的保護 (Familienschutz) が取り上げられ、連邦憲法の 34 条に家族条項が盛り込まれ、これが今日においても唯一の成果として残っている。この条項により連邦政府は、家族手当、住宅補助、妊産婦保険などに関して国家レベルでの権限を持つようになる。しかし、実施レベルの規定制定は妊産婦保険を除き、各カントンに委ねられた。

連邦憲法に家族条項が盛り込まれた 1945 年から 65 年にかけて、各カントンで家族手当法が制定された。が、その内容は大きく異なり、とりわけフランス語地域では他の地域より手厚くなった。家族手当の支払いも、カントン、コミューンや私的機関 (家族保障金庫 Familieausgleichskasse) など、まちまちであった。このため、農業労働者や弱小農業者を除き、連邦政府による財政支援は十分ではなかった。連邦政府は各カントンの家族政策関連法規の調整に努めたが、あまりうまく行かなかった。

家族政策の第 3 発展期は 1970 年代後半から始まる。これには、いわゆる「第二の人口転換 (the second demographic transition)」ともいふべき、出生減退、離婚の増加、同棲の増加などの家族状況の変化が関係している。80 年代にスイスの保守的勢力は人工妊娠中絶の自由化に反対し戦ったが、85 年の国民投票で敗北した。しかし、この過程で財政補助など家族に対する支援を強く支持するようになった。

この結果、保守政党 (キリスト教民主党、国民党) は、家族政策へのロビー活動を強化



し、この関連から、憲法の「平等権」条項（81年）、養子法（78年施行）、児童関連法（78年施行）、家族及び婚姻財産権法（86年）などを推進した。また保守派は、88年には家族に対する税控除を議会で可決、これが90年以降拡張されるようになった。

一方、これに対し、左翼勢力（社会民主党）は、社会保障制度の統一化や女性差別の撤廃などに力を入れ、主として年金制度改革、とりわけ、これにかかわる既婚女性の法的地位の向上に取り組んだ。

ただ、スイスでは家族政策に取り組む勢力は、結果的に多かれ少なかれ右寄りの傾向があり、家族政策関連法の現代化を進めるという点ではコンセンサスはあるものの、基本的に社会保障制度を国家レベルで統一化する、いかなる試みにも反対する傾向にある。

## 6.2 家族政策の手段と規定

### 6.2.1 経済的負担の軽減

#### （1）家族手当（Familienzulagen）

家族手当は、社会保障の一部として位置づけられているが、実際には所得補償としてではなく、所得援助として機能している（従って、仕事を辞めた場合には、通常、家族手当もなくなる）。（*Familienpolitik in der Schweiz, 1999: www*）

この家族手当は連邦法により統一的に規定されたものでなく、各カントンごとに立法化されており、その金額や受給条件は、それぞれ大きく異なる。なお年間の家族手当支出規模は、総額で約40億スイスフラン（1スイスフラン=66円として2640億円、以下同様に換算）であるという。

- 連邦による家族手当の対象者：小規模農家、農業労働者、連邦職員
- カントンによる家族手当の対象者：労働者、カントン及び地域自治体の職員、農業以外の自営業\*註1、非就業者\*註2

\*註1：9カントンのみ、一定の所得制限あり。

\*註2：4カントンのみ、一定の条件を満たす場合のみ受給可能

なお、1992年に連邦法に基づく児童手当（最低、月200スイスフラン：13200円）案が議会で提案され、ようやく98年11月に可決されたが、連邦予算の合理化規定の関係で、その実施は2001年まで見合わせる事となった。

#### （2）税制上の配慮

現状の税制は累進課税の関係で、共稼ぎの同棲カップルより、共稼ぎ夫婦が不利になる欠点があるという。また子供の養育費控除は全く認めれていない。これらの欠陥も含め、家族関連税制の見直しと図るための調査委員会が設立され1999年末までに報告書がまとめられる予定となっている。

### (3) その他

老人介護、遺族補償、障害者介護、就業補助、失業保険においては、家族状況、とりわけ、子供の養育状況が考慮されており、1997年から施行された改正では、婚姻期間中の所得の分割、教育・養育費用の算定、未亡人・18歳未満の子供への年金が認めれた。

医療保険については、1996年の保険法の改正で、年齢、性別、加入期間にかかわらず、すべての成人の頭数に応じて、保険料の支払い額が割増されることになり、これが低所得の有子家庭にとって大きな負担となっているという。地域・カントンによっては、この割増に対する補助金を出しているところもある。

母子父子家庭や子沢山の若い家族などが最終的に頼れるのは、生活保護 (Sozialhilfe) だが、これについても地域・カントンに規定が異なる。

## 6.2.2 労働関係の施策

### (1) 母性保護

就業女性の母性保護は、異なる法律により個別に規定されている。

スイスの労働法は、分娩後8週間を就業禁止としおり、医師の証明があれば、この期間を6週間に短縮できる。なお休業期間中の賃金補償についての規定はなく、基本的に労使の交渉に委ねられている。一般的には「ベルンスカラ (Berne Skala)」という最低補償の慣習があり、(就業期間3ヶ月以上で) 3週間は通常賃金の100%が保障されるという。

また8週間以上休業することも法律的には可能だが、原則的に無給である。

ただし健康保険法により16週間(最低8週は分娩後)にわたり、賃金の80%が給付されることになっている。また妊娠期間中と産後16週については労働契約権上、解雇が禁止されている。

### (2) 養子休暇

統一的な法律はないが、個々の労働契約上、一定の年齢以下の養子をもろう場合に、一定期間の有給休暇が認められるという。

## 6.2.3 保育・育児サービス

保育・育児サービス分野は、完全に各カントン、コミューンに委ねられており、多くの場合、保育園やデイケア、児童ホームなどの私的機関が公的補助金を受け実施している。いずれにせよ需要に対し供給が不足しているという。

参考文献

(株) 総合社編、1999、『全地球資料 ワールド・アトラス-Imidas2000 別冊付録』、集英社

Bundesamt für Statistik, 1996, Bevölkerung und Gesellschaft im Wandel-Bericht zur demographischen Lage der Schweiz, Bern

Beat Fux,1997, Switzerland:the Familiy Neglected by the State, in F.-X.Kaufmann u.a.(ED),1997,Family Life and Policies in Europe, Vol.I Structure and Trends in the 1980s,p.349-293

Council of Europa,1999, Demographic development In Europe 1999:Council of Europa: (CD-ROM)

Familienpolitik in der Schweiz,1999<http://www.bsv.admin.ch/blind/fam/grundlag/d/politik.htm>

# オランダ

## 1. 地理・歴史・政治・文化的特徴

オランダ王国はヨーロッパ北西部、北海の南岸に位置し、国土の4分の1が海面下にある。面積は4.1万km<sup>2</sup>（九州の1.1倍）、総人口は1576万人（1999年）で、うち71.7万人（4.5%）が主都アムステルダムに住む。

歴史的には、15世紀にブルゴーニュ・ハプスブルク家の治下となり、1566年に新教徒迫害に対抗して独立戦争を起こし、81年に分離独立を宣言。1648年のウエストファリア条約で正式に独立を承認された。以降、海運・貿易国として発展し、東インド会社を中心に植民地経営を展開、繁栄する。1810年にはナポレオンにより一時フランスに併合されるが、15年のウィーン会議によりネーデルラント王国が成立。30年にはベルギーが分離独立。第二次大戦後は49年にNATO加盟。57年にEC（現在のEU）に加盟。

立憲君主制の国で、主な政党は、労働党、キリスト教民勢力、自由民主党、民主66。94年の総選挙で労働党が第1党となり、連立政権を組む。

言語はオランダ語、民族（住民）オランダ人（1999年外国人人口比率4.2%）で、主な在留外国人は、トルコ人、モロッコ人など。宗教はカトリック33%、プロテスタント25%、その他となっている。

## 2 人口の長期動向

### 2.1 総人口の推移

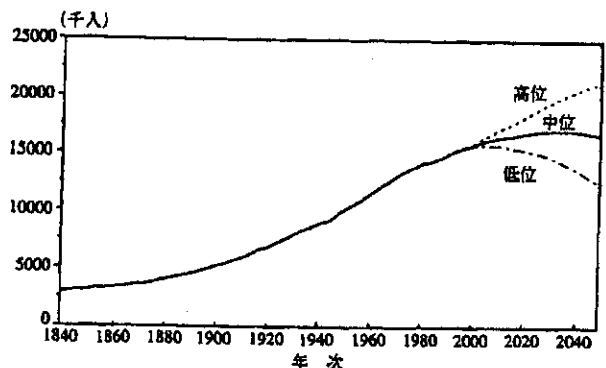
1800年頃のオランダの総人口は210万人くらいであったが、過去200年間に約7.5倍まで増加、1999年現在では約1580万人と、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、イギリスに次ぎヨーロッパでは第6位の規模となっている。

1840年頃の人口は290万人で、国土の形は現在とほぼ同じであったが、その後の干拓事業を通じ「ボルダー」（干拓地）、国土面積を約3%増大させた。この結果、現在、居住可能面積の27%が海面下であり、砂丘・ダム・堤防などにより海水や河川の流入を防ぐとともに、電動ポンプで排水し地下水面を低く押さえることが必要となっている。

このように、オランダは増加する人口と狭い国土面積の関係から、380人/km<sup>2</sup>（居住可能面積あたりでは460人/km<sup>2</sup>）と、世界でも十指に入るほど人口密度が高い。

この人口増加は、長期にわたって続いてきたものであるが、とりわけ20世紀に入って

図1 オランダの総人口：1840-2050年（1996年以降は推計値）



出典：ベーツ/ニンバーゲン、1999、p.28